令和5年分 年末調整チェックリスト

チェック項目 〈事前準備〉 □ 本年の年末調整の対象者を確認しましたか。 □ 本年分(令和5年分)「扶養控除等(異動)申告書」は、年末調整対象者全員分が保管されていますか。 □ 給与所得者本人のマイナンバーの提供を受ける際、本人確認(番号確認と身元確認)を行いましたか。 ※ 控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は、給与所得者が行うことになっているため不要。 □ 年の中途入社者から本年分(令和5年分)「扶養控除等(異動)申告書」を受領していますか。 人 社 法 □ 年の中途入社者から前職の本年分(令和5年分)「給与所得の源泉徴収票」を受領していますか。 □ 必要な申告書・書式をすべて準備しましたか。 申告書 備考 □ 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異 年末調整に使用。昨年の年末調整や入社時に提出され たものを一度返却し、確認・訂正してもらう。 動)申告書【全員提出】 □ 令和5年分 給与所得者の基礎控除・配偶 年末調整に使用。税務署で入手できるほか、国税庁の 者控除,所得金額調整控除申告書 HP からもダウンロードできる。 【全員提出】 申告書・配布書類等の準備 □ 令和 5 年分 保険料控除申告書 年末調整に使用。税務署で入手できるほか、国税庁の 【全員提出】 HP からもダウンロードできる。 □ 令和 5 年分 住宅借入金等特別控除申告 入居、増改築2年目以降の方。 書【該当者のみ】 □ 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異 来年の給与計算に使用。税務署で入手できるほか、国 動)申告書【全員提出】 税庁のHPからもダウンロードできる。 翌年最初の給与計算までに回収が必要だが、年末調整 時に配布・回収すると事務処理を簡略化できる。 □ 令和 5 年分給与所得の源泉徴収票(給与 源泉徴収税額欄には所得税と復興特別所得税の合計 支払報告書)【該当者のみ】 額を記入すること。 □ 申告書と一緒に配布する案内文・記入例等を準備しましたか。 〈年末調整処理〉 押印 □ すべての申告書の押印が不要となっています。 不要 □ 扶養控除等(異動)申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。 配偶者((特別)控除 □ 本年中に控除対象配偶者や扶養親族に異動があった人について、異動申告がされていますか。 □ 本年中に死亡した控除対象配偶者や扶養親族は、死亡時の現況により該当か否かを判定されていますか。 □ 控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象者がいる場合、「配偶者控除申告書」で所得者本人および 配偶者の所得(見込み)から正しく該当判定がされていますか。

チェック項目 □ 扶養親族の合計所得金額は、それぞれ 48 万円以下となっていますか。 □ 扶養親族等の区分の判定は正しく行われていますか。 区分 令和 5 年分申告書 令和6年分申告書 □ 控除対象扶養親族 平成20年1月1日以前生 平成21年1月1日以前生 (16歳以上) 扶養控除等 □ 特定扶養親族 平成 13 年 1 月 2 日 平成14年1月2日 (19歳以上23歳未満) ~ 平成17年1月1日生 ~ 平成 18 年 1 月 1 日生 □ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 昭和29年1月1日以前生 昭和30年1月1日以前生 (70歳以上) □ 16歳未満の扶養親族 平成20年1月2日以後生 平成21年1月2日以後生 □ 老人扶養親族が所得者本人又は配偶者の直系尊属で同居が常況の場合、同居老親等になっていますか。 □「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族が記載されていますか。 □ 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 障害者·寡婦等 ※ 障害者控除は年齢16歳未満の扶養親族も対象となります。 □ 障害者の区分(一般の障害者・特別障害者)の判定は正しく行われていますか。 □ 寡婦・ひとり親・勤労学生の判定は正しく行われていますか。 □ 国外居住親族(非居住者である親族)について、扶養控除等の適用を受ける居住者(給与所得者)から、「親 族関係書類」及び「送金関係書類」が提出又は提示されていますか。 適用を受けようとする控除 書類 提出・提示の時期 配偶者控除、扶養控除、 親族関係書類 扶養控除等申告書を提出するとき 国外居住親族 障害者控除 送金関係書類 年末調整を行うとき 配偶者特別控除 親族関係書類 配偶者特別控除申告書を提出するとき 送金関係書類 (=年末調整を行うとき) ※ 親族関係書類とは、国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの ※ 送金関係書類とは、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払 を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの ※ 詳細は HP のリンク集ー「マニュアル」ー「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」を参照 □ 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。 □ 一般の生命保険又は介護医療保険の保険金等の受取人は、所得者本人又は配偶者や親族となっています か。 生命保険料控除 □ 個人年金保険の保険金等の受取人は、所得者本人又は配偶者となっていますか。 □ 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。 □ 新・旧生命保険料、介護医療保険料、新・旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされ ていますか。 □ 保険料を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。 ・ 旧生命保険料…1契約の支払保険料が9,000円超のもの

・ 旧生命保険料以外のもの…すべての支払保険料

		チェック項目		
地		所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人が所有してい		
地震保険料控除		る生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		
		地震保険料と旧長期損害保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。		
除		保険料を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。		
		申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。		
* †	□ 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が			
会	たものですか。			
険料		※ 年金から特別徴収(天引き)された介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身		
社会保険料控除		が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。		
除		国民年金保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことがわかる証明書類が添付されています		
		か。		
共小		申告された掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となるものですか。		
控 持 機 掛 企		※ 所得者本人が支払った確定拠出年金の掛金はここに記入されます(給与から控除した場合は記入不要)		
金業		掛金を支払ったことがわかる証明書類が添付されていますか。		
		提出された申告書は、本年分の申告書ですか。		
		住宅の取得等をした人と申告者(所得者本人)が同一人ですか。		
		居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。		
佳		借入れ等をしている者と所得者本人が同一人ですか。		
借		住宅借入金の借換えをした場合に、[借換えによる新たな借入金の当初金額]が[借換え直前の借入金の残		
金		高]を上回っている場合、年末残高を調整して申告していますか。		
住宅借入金等特別控除		連帯債務者がいる場合、備考欄に連帯債務の内容の記載と署名がありますか。		
別 控		控除額の計算は正しく行われていますか。		
除		金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が添付されていますか。		
		住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。		
		住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別		
		控除可能額」欄に当該控除額を記載していますか。		
		臨時に支給した給与、現物給与(経済的利益)、認定賞与等について集計の対象としていますか。		
隹		未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについては集計の対象としていますか。		
集 計		前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除		
	_	いていますか。		
	<u> </u>	本年中途で入社した人について、前職分の給与とその徴収税額、社会保険料等を集計に含めていますか。		
		課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。		
税額		復興特別所得税額を含んで年調年税額を算出していますか。 第141年7月登第一体中は300年7月20日 1000年7月20日 10		
税額計算	⇒	算出所得税額-住宅借入金等特別控除額=年調所得税額 → 年調所得税額×102.1%=年調年税額 毎調告税額は、100円も滞ませい除てもよのよれますいますか		
3 F		年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。 年調年税額と徴収税額の合計額を比べて正しく過不足額を計算していますか。		
精算		給与や賞与において過不足額の精算をしましたか(過納額を還付・不足額を徴収)。		
ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		所得税徴収高計算書(納付書)に、税務署名、整理番号、所在地、名称等が正しく記載されていますか。		
納 付		納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成し提出しましたか。		

チェック項目	
--------	--

チェック項目								
〈源泉徴収票・給与支払報告書の作成・提出〉								
	□ 税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出する必要がある受給者を確認しましたか。							
確認	□ 市区町村へ「給与支払報告書」を提出する必要がある受給者を確認しましたか。							
	□「給与支払報告書」を提出する必要がある市区町村を確認しましたか。							
	□ 個人住民税を普通徴収する者を確認しましたか(普通徴収以外の者は特別徴収)。							
	口「給与所得の源泉徴収票」「給与支払報告書」を必要な枚数、作成しましたか。							
作成·提出	税務署へ提出を要する受給者分		税務署へ提出を要しない受給者分					
	□ 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	1枚	□ 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	×				
	□ 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚	□ 給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)	1枚				
	□ 給与支払報告書(市区町村提出用)	1枚	□ 給与支払報告書(市区町村提出用)	1枚				
	計	3枚	計	2枚				
	※ 提出·交付期限はいずれも令和 6 年 1 月 31 日(水)です。							
	□ 個人番号(マイナンバー)及び法人番号を正しく記載していますか(<u>受給者交付用には記載しないこと</u>)。							
	□ 税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に合計を記入しましたか。							
	□ 市区町村へ提出する「給与支払報告書の総括表」を作成しましたか。							
_	□ 法定調書の種類毎に、前々年(2022 年(令和 4 年))の提出すべきだった法定調書の枚数が 100 枚以上の							
	法定調書については、今年(令和 6 年 1 月 1 日以降)提出分が e-Tax 又は光ディスク等により作成していま							
	すか。 ロルタ :ロ							
	詳細はこちら⇒							

口令和6年1月31日(水)までに、すべての「給与所得の源泉徴収票」「給与支払報告書」を提出・交付しました か。

〈令和6年分の給与の源泉徴収事務の準備〉

- □「令和6年分 源泉徴収税額表」を使用する準備をしましたか。
- ※ 令和6年1月以後に支払う給与・賞与の源泉徴収の際には、必ず新しい税額表を使用してください。
- ※ 令和4年1月1日以後に支払う短期退職手当等に係る退職所得計算方法が変わっていますのでご注意く ださい。

詳細はこちら ⇒

- □ 給与所得者(従業員等)から「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を受領していますか。
- □ 国外居住親族(非居住者である親族)について、配偶者控除、扶養控除、障害者控除の適用を受ける居住者 (給与所得者)から、「親族関係書類」が提出又は提示されていますか。
 - ※国外居住親族の親族関係や住所等に異動がない場合には、前年以前に提示した「親族関係書類」を再 度提示することも可。その場合は提出者に変更がないことを確認すること。
 - ※令和5年1月から、非居住者である扶養親族の適用要件の変更がありますのでご注意ください。

詳細はこちら ⇒

確認

